

議案第6号

令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和2年3月6日提出
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国有林野賃貸借に係る経費（鍋山国有林109林班れ小班、他9件）	令和2年度から 令和4年度まで	381 千円